

3 東京一極集中の是正

(1) 企業等の地方移転及び人材の地方還流の促進

現 状

○ 人・モノの東京への過度の集中

- ・ 全国の事業所の約25%が東京圏に所在。
- ・ 東京圏(東京、埼玉、千葉、神奈川)への本社移転は2011年以降9年連続転入超過。

○ 企業ニーズと施策のアンマッチ

- ・ 本社機能の社員数は減少傾向であるが、雇用促進税制は法人全体の雇用増を求めている。
- ・ 地方移転の実現を試みる企業が、本社機能の新設等に伴う経費全体への支援等を求める中で、現行の施設のみに対する減税策では企業にとって十分なインセンティブが与えられていない。

課 題

- 東京一極集中は日本全体の構造的課題であり、国が自ら率先し、企業の東京圏から地方への移転促進に係る具体的な課題解決を図る必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、東京一極集中のリスクが改めて浮き彫りとなった。
- 企業の地方移転の促進に向けて実態把握、施策の明確化や効果検証等を行いながら、成果を挙げていく必要がある。
- 地方移転によるデメリットを上回るメリットを企業が感じ、より多くの企業が地方への移転を行うため、現行の減税策以外の支援制度を設ける必要がある。

国 の 取 組 状 況 等

【経済財政運営と改革の基本方針2020】

東京一極集中の是正は地方創生のみならず国全体の危機管理の観点からも、重要な課題であることから、多核連携型の国づくりを目指す。また、観光・農林水産業・中小企業など、地域の躍動につながる産業・社会の活性化を推進する。

【地方拠点強化税制】

令和2年度税制改正内容

- ・ 適用期限を令和4年度末まで2年間延長
- ・ 雇用増加要件の緩和等の雇用促進税制の拡充 ※雇用促進税制の適用に係る上限人数は、法人全体の雇用者数で変更なし
- ・ 地方創生推進交付金との連携

3 東京一極集中の是正

(1) 企業等の地方移転及び人材の地方還流の促進

現状／広島県の取組

○ 「プロフェッショナル人材戦略拠点」の設置

- ・ 潜在成長力のある地域企業に対し、プロフェッショナル人材の採用支援活動を行う、「プロフェッショナル人材戦略拠点」を平成27年10月に全国で最初に設置し、活動を開始

【拠点の活動実績(令和2年2月末までの累計)】

	相談件数	成約件数
全 国	55,364	11,733
広島県	1,917	465(※)

(※) 連携する登録人材紹介会社主導の成約件数も含めた県全体の成約件数は、921件

○ プロフェッショナル人材受入コストの支援

- ・ 人材紹介手数料の一部補助による企業の負担軽減策を実施

【補助金交付実績(令和2年2月末までの累計)】

	H28	H29	H30	R1	R2	計
補助件数	20	33	34	40	54	181
首都圏からの転職・転居数	5	18	8	12	30	73
割 合	25.0%	54.5%	23.5%	30.0%	55.6%	40.3%

令和2年度は、首都圏からのプロ人材の転職・転居が30件(55.6%)と、件数・割合とも過去最高。コロナ禍が地方転職潜在層に与えた影響がうかがえる。

課 題

- プロフェッショナル人材事業は順調に成果を挙げているとの評価であるが、約15万人(2019年)の転入超過となっている東京一極集中の解消に向かうまでの成約実績とはなっていない。
- 新型コロナウイルス感染症が都市部を中心に拡大したこともあり、東京圏などへの人口集中のリスクが改めて浮き彫りとなった。
- 地方転職への関心が高まるなど、国民の意識・行動の変容が見られる今、プロフェッショナル人材の地方還流による地方企業の成長戦略の実現を後押しする取り組みが重要である。

3 東京一極集中のは是正 (2) 地方分権改革の一層の推進

国への提案事項

1 地方分権改革の一層の推進

○ 国と地方の役割分担の抜本的な見直し

- ・ 法令の可能規定や任意規定、事務連絡により地方に対して実質的に義務付けている国の事務については廃止又は法定受託事務に位置付けて確実に財政措置を行うこと。

○ 抜本的な見直しへの道筋

- ・ 条例による上書き権を始めたとした立法分権を推し進めること。
- ・ 「国と地方の協議の場」に分野別の分科会を設置すること。
- ・ 閣法や議員立法の成立過程において、地方の意見を聴取する場を設置すること。
- ・ 法令等による計画策定事務を抜本的に見直し、真に必要なものについても各種計画との統合を可能とするとともに、確実に財政措置を行うこと。

2 地方分権型道州制の実現

- ・ 道州制の制度設計等を本格的に議論するための具体的な取組を促進すること。

【提案先省庁：内閣府】

3 東京一極集中のは是正 (2) 地方分権改革の一層の推進

現状／課題

1 地方分権改革の一層の推進

● 国と地方の役割分担の抜本的な見直し

- ・ 国の事務は本来国の機関で執行すべき。地方に事務を課す場合は法定受託事務として明確に位置付け、財政措置を行う必要がある。

● 抜本的な見直しへの道筋

- ・ これまでの行政分権の取組に加え、立法の分権を行い、停滞している地方分権の議論を新たなステージに推し進める必要がある。
- ・ 「国と地方の協議の場」は、地方の意見を反映させる場として、十分に機能していない。
- ・ 義務付け・枠付けは依然として多用され、計画策定事務など新たな義務付けも行われており、地方の声が反映されていない。

2 地方分権型道州制の実現

- ・ 国全体の活力と成長を促進するためには、国の機能を大幅に移譲した新たな広域自治体を形成することにより、国と地方双方の政府機能を強化した「地方分権型道州制」の実現が必要。
- ・ しかし、平成30年に自由民主党道州制推進同本部が廃止、令和元年の参議院議員通常選挙では、政権公約に道州制の導入を掲げた政党は1つのみ。

3 東京一極集中の是正

(3) 全国統一の人口移動統計調査の実現に向けた取組

国への提案事項

「人口の移動理由」を把握するための全国統一的な調査を実施

- 東京圏への一極集中や地方創生の課題解決のためには、全国的な人口の移動理由についての分析が不可欠である。よって、『住民基本台帳制度』を活用した調査の実施を図るために、**住民基本台帳法の改正を行い**、「転入届」や「転出届」等に、「移動理由」や「Uターンの状況」等の調査項目を追加できることにする。

(法第24条の改正例)

第二十四条 転出をする者は、あらかじめ、その氏名、転出先及び転出の予定年月日を市町村長に届け出なければならない。

「移動の理由」、「Uターンの状況」等を追加

【効果】

- ① 東京圏への一極集中や地方創生の課題に係る政策の検討に資する、極めて有効なデータが取得できる
- ② 自治体間の人口の移動理由の比較により、各自治体の新たな強みや課題が発見できる

【提案先省庁：内閣府、総務省】

3 東京一極集中の是正

(3) 全国統一の人口移動統計調査の実現に向けた取組

背景／現状

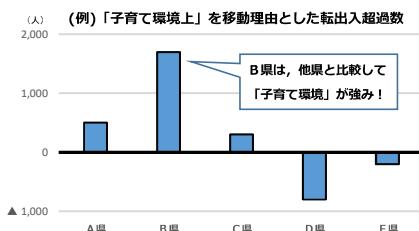
- 東京圏への一極集中や地方創生の課題解決のためには、全国的な人口の移動理由についての分析が不可欠である。
(移動理由の例：「就職」、「転勤」、「入学」等)
- しかし、現在は、住民基本台帳を利用した人口の移動者数のみの調査であり、移動理由を悉皆で把握する全国統一的な調査は行われていない(※)。
- 人口の移動理由を把握する調査を都道府県独自で実施しているのは、8県(広島県調べ)であり、調査方法や調査項目は様々である。

※ 国立社会保障・人口問題研究所が「人口移動調査」を実施しているが、5年に1度の抽出調査であり、「現状」を把握できる調査とは言えない。

[調査対象世帯数(2016年)：全国6万、広島県1.6千]

課題

- 東京圏への一極集中が拡大している一方であり、この是正は、**地方と国が一体となって取り組むべき喫緊の課題**である。
- この課題解決のためには、全国統一的な調査により、人口の移動理由を分析し、**焦点とすべき課題を明確にする必要がある**。
- また、**自治体間の人口の移動理由の比較により、各自治体の新たな強みや課題を明らかにして、地方への人口移動を促す、実効性の高い施策を検討する必要がある**。



4 安心・安全な暮らしづくり

(1) 被災者の生活支援・再建【創造的復興関係】

国への提案事項

1 災害救助法及び被災者生活再建支援制度等の見直し

- 現在、中規模半壊まで対象とする被災者生活再建支援制度について、半壊から一部損壊までを支給対象とすること。
- 心身の手厚いケアのため、戸別訪問による健康管理・精神保健活動やDHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)について、災害救助法の対象とするなど、柔軟な運用を行うこと。
- 避難所生活を余儀なくされる被災者的心身の負担を軽減するため、避難所になり得る公共施設の環境整備(冷暖房の設置、トイレの洋式化等)に対する財政措置を行うこと。
- 災害救助法の対象とならない場合であっても、住民が早めの避難行動を実践できるよう、指定緊急避難場所・指定避難所の開設や運営費用に係る国の財政措置など、継続的な支援制度を創設すること。

【提案先省庁：内閣府、財務省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省】

4 安心・安全な暮らしづくり

(1) 被災者の生活支援・再建

現状/広島県の取組

【災害救助法】

- 救助範囲が避難所の避難者に限定されており、在宅の避難者は対象外となっている。

- 法の適用(平成30年7月豪雨災害)

適用日	平成30年7月5日
適用地域	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町
救助内容	避難所の設置、応急仮設住宅の供与、食料・飲料水・生活必需品の給与、医療、住宅の応急修理等

【被災者生活再建支援制度】

- 過去の災害において、被害の件数の多い、半壊及び一部損壊世帯が支給対象となっていない。(被災者生活再建支援法第3条2項)

年度	全壊	半壊	一部損壊	計
平成26年 広島市土砂災害	179棟	217棟	189棟	585棟
平成30年 7月豪雨災害	1,162棟	3,628棟	2,166棟	6,956棟

※令和3年3月末現在

【平成30年7月豪雨災害に関する避難行動の調査】

- 防災や行動科学等の専門家から、避難所に関して、次のことが避難の実行性を高める要因であると示された。
 - ・災害当日の避難場所や道中の安全性が明確になること
 - ・指定避難場所にこだわらない、複数の避難先を確保すること

課題/目標

【災害救助法】

- 被災者に対して、心身の手厚いケアを行うため、
 - ・自宅や応急仮設住宅等の被災者への支援(戸別訪問による健康管理・精神保健活動などを)を救助の対象に追加
 - ・避難所になり得る公共施設の環境整備(冷暖房の設置、トイレの洋式化等)に対する財政措置
- 応急仮設住宅の供与期間の延長及び延長に伴う財政措置

【被災者生活再建支援制度】

- 全国知事会の試算では、半壊の場合348万円程度、一部損壊の場合200万円程度の修繕費がかからることもあり、「生活基盤に著しい被害」が生じていることから、一部損壊世帯まで支給対象の拡大が必要

【指定緊急避難場所・指定避難所の開設・運営費用】

- 住民の早めの避難行動を促すためには、事前避難の受入れを可能とする避難所の早期開設が必要であるが、災害救助法が適用されない場合において、避難所の開設や運営に係る経費は、自治体の負担となっていることから、支援制度の創設が必要

令和3年度予算の状況

- ◆ 防災対策の充実(災害復旧・復興)(内閣府)
47億円(前年度比87.0%)

4 安心・安全な暮らしづくり

(1) 被災者の生活支援・再建

参考 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給額

被災世帯の区分	損害割合(※)	支援金の支給額		
		基礎支援額	加算支援金	
			住宅の再建手段	支給額
全壊	50%以上	100万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借	50万円
大規模半壊	40%台	50万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借	50万円
中規模半壊	30%台	-	建設・購入	100万円
			補修	50万円
			賃借	25万円
半壊	20%台	-	建設・購入	-
			補修	-
			賃借	-
準半壊	10%台	-	建設・購入	-
			補修	-
			賃借	-
一部損壊	10%未満	-	建設・購入	-
			補修	-
			賃借	-

※ 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体の価値に占める割合であり、市町村による被害認定調査により判定され、罹災証明書における「全壊」「大規模半壊」等の記載に反映されるもの。

4 安心・安全な暮らしづくり

(2) 健康づくりの推進

国への提案事項

1 「健康経営」推進のためのデータ活用に係る体制整備

- 「健康経営」を実践する企業の拡大を促進するにあたり、PHR（パーソナルヘルスレコード）を活用した従業員の健康づくりへの効果的な介入方法を確立するため、国において、自治体が行う先行的な取組とも連携を図りながら、診療情報や薬剤情報などの保健医療情報を統合・一元管理し、PHRを保健指導に加え、分析業務などの二次利用にも活用できる環境整備を行うこと。

2 がん検診受診率の向上に向けた取組

(1) がん検診の実施主体の法的明確化

- 効果的・効率的な受診勧奨を行うため、特定健康診査と同様に、検診実施者の役割や検診対象者等を含め、がん検診の実施範囲について明確に法律に位置付けること。

(2) データ収集の仕組みの構築

- 職域におけるがん検診について、対象者数・受診者数等の把握や検診の精度管理ができるよう、各保険者・事業主や各検診機関で統一したフォーマットを用いるなど、必要なデータ収集が可能な仕組みを構築すること。

【提案先省庁：厚生労働省】

4 安心・安全な暮らしづくり

(2) 健康づくりの推進

広島県の取組

【「健康経営」の推進】

- 「健康経営」に取り組む企業や大学等と連携した実証試験
- 県内中小企業を中心に、「健康経営」の導入・定着を支援 など



【がん検診受診率の向上】

- がん検診受診率向上に向けたキャンペーンを実施
- 市町の受診勧奨を支援（効果的な勧奨手法等の研修実施、協会けんぽ被扶養者に受診勧奨する体制の整備 等）

課題

【「健康経営」の推進】

- 若年期からの適切な生活習慣を身に付けるための健診情報等のPHRを活用した効果的な介入方法が確立できていない。
- 効果的な介入方法の検討を行うために必要な健診情報等PHRの活用を容易に行うことができない。

【がん検診受診率の向上】

- がん検診は、健康増進法で市町が実施に努めることとされているが、実際には多くの医療保険者が任意に検診を実施しており、実施主体や検診対象者の範囲等が明確になっていない。
- 職域におけるがん検診については、対象者数等のデータを定期的に把握する仕組みがなく、効果的な受診勧奨・再勧奨を阻害する大きな要因となっている。

現状

- 県内従業者の約8割を占める中小企業では、「健康経営」の取組が十分に進んでいない。R元 2.7% (1,452社/54,570社)
- がん検診受診率が低迷している。(R元 国民生活基礎調査)

受診率	胃	肺	大腸	子宮頸	乳
広島県	41.3 %	45.9 %	41.0 %	43.6 %	43.9 %
全 国	42.4 %	49.4 %	44.2 %	43.7 %	47.4 %

目標

【「健康経営」の推進】

「健康経営」に取り組む中小企業数 5,600社(R7)

【がん検診受診率の向上】

5つのがん検診受診率 50%以上(R4)

4 安心・安全な暮らしづくり

(3) 鉄道ネットワークの維持・確保と利用促進の支援

国への提案事項

1 鉄道利用促進のための機運醸成

- 国として広域交通ネットワークにおける鉄道の重要性を認識し、県、市町、地域等が行う、鉄道路線の利用促進や地域での活用を推進する取組への支援を行うこと。併せて、鉄道事業者に対し、こうした取組に積極的に取り組むよう働きかけること。

2 鉄道事業者の経営基盤の安定化への支援

- コロナ禍の影響による利用状況の変化が鉄道事業者の経営基盤を不安定化させ、地方の広域交通ネットワークの維持に支障を来すことのないよう、鉄道事業者の経営基盤の安定化を支援すること。

3 鉄道事業法における手続きの見直し

- 鉄道事業者が、届出により事業廃止できる現行の鉄道事業法制度について、地域における鉄道活性化の取組や廃止に伴う影響等を国が評価するなど、処理手続きの見直しを行うこと。

【提案先省庁：国土交通省】

現状／広島県の取組

【広島県の現状】

- 平成30年7月豪雨災害により、長期間不通となったJR芸備線の利用者数は回復途上にとどまっている。

【鉄道事業の現状】

- JR西日本は、コロナ禍の影響による利用状況の変化に対応するため構造改革を迫られているとして、ローカル線の維持が困難であると表明した。(令和3年2月18日)
- JR北海道、JR四国及びJR貨物の3社は、営業損失を補うことができるよう、経営安定基金の設置ほかの支援を受けている。

【広島県の取組】

- 本県では、鉄道ネットワークを活用して地域交流の拡大等を図る事業を創設(令和2年度)し、沿線の市町や協議会等と連携して鉄道利用促進の取組を進めている。

[参考：JR芸備線及び福塩線の状況 平均通過人員(人／日)]

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1
芸備線 広島～備中神代間	1,685	1,702	1,699	1,705	1,341	1,323
福塩線 福山～塩町間	2,132	2,199	2,242	2,254	2,181	2,194

4 安心・安全な暮らしづくり

(3) 鉄道ネットワークの維持・確保と利用促進の支援

課題

- 災害による長期間の運休やコロナ禍の影響のため、利用者数の少ない状況が続いた場合は、存続の危機も考えられる。
⇒ 官民が一体となった鉄道の利活用促進策を展開する必要がある。
- コロナ禍の影響による利用状況の変化のため、鉄道事業者の経営基盤が不安定化し、ローカル線の廃止が進むおそれがある。
⇒ 鉄道事業が健全かつ円滑に運営されるよう経営基盤の安定化を図る必要がある。
- 鉄道事業法の現行制度では、鉄道事業者が廃止日の1年前までに国土交通大臣に届ければよいとされている。(鉄道事業法第28条の2)
⇒ 鉄道の廃止が地域にもたらす影響や、地域が行う鉄道ネットワークを活かした地域活性化事業の成果を国が評価するなど、事業廃止手続きを進める過程において、地域の実情が反映されるよう、見直しを講じることが必要である。

4 安心・安全な暮らしづくり

(4) 空き家対策の強化

国への提案事項

1 特定空家等^(※)の解消の加速化（空家等対策特別措置法の改正）

※そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険又は衛生上有害となるおそれのある空き家等

- 空き家に係る固定資産税等の住宅用地特例の除外対象範囲について、空家法に基づく勧告以前の段階においても除外できるなどの仕組みや基準を明確化すること。
- 代執行に至る手続きのうち、特に所有者等の探索範囲を合理化するために、調査すべき公的書類を明確化する規定を追加するなど、手続きの簡素化を図ること。
- 市町が財産管理人制度を活用しやすいように、所有者不明土地法と同様に、市町の長に財産管理人の選任申立権を付与する規定を追加すること。
- 即時執行（緊急安全措置）の規定を追加すること。

2 財政措置の拡充

- 補助対象（現在は除却工事費等の8/10）を拡充すること。
- 代執行による空き家除却に係る国庫補助要件を緩和すること。

事業主体	地方公共団体
負担割合 〔除却等に要する費用は が補助対象限度額〕	国費 4/10
	地方公共団体 4/10
	地方公共団体 2/10

【提案先省庁：国土交通省】

4 安心・安全な暮らしづくり

(4) 空き家対策の強化

現状と将来推計

- 令和元年度に県内全市町及び関係団体とともに、「広島県空き家対策対応指針」を見直し、新たに県内市町共通の目標^(※1)と対策の方向性を定め、空き家対策を強力に推進している。

空き家の現状 (※2)	約44,300戸	推計値	R5（2023）までに 約 7,600戸増加【5年間累計】 R10（2028）までに 約13,000戸増加【10年間累計】
----------------	----------	-----	--

※1 ターゲットを「1年間を通じて使用していない戸建て住宅」とし、「10年後、空き家数を増やさない」を実現することを目指し設定

※2 市町の実態調査結果を県で集計(H31.4月実施) 主に1年間を通じて使用されていない戸建て住宅が対象で、共同住宅は除く。

課題

1 特定空家等の解消の加速化には、市町が迅速かつ柔軟に行政措置できる法制度への改善が必要

- 空き家に係る固定資産税の住宅用地特例については、空家法に基づく勧告により除外される。しかし勧告以前については、「居住の用に供するために必要な管理を怠っている場合等で今後人の居住の用に供される見込みがないと認められる場合」には、除外されるものとされているが、仕組みや基準が不明確なため、市町から明確化してほしいとの意見が出ている。
- 法令やガイドライン等において、調査すべき公的書類が明確化されていないため、多数の相続人がいる場合の所有者の探索範囲や、建物と土地の所有者が異なる場合の助言・指導・勧告などの手続の対象範囲が膨大となり、代執行に至るまでに多大な労力と時間が必要となっている。
- 所有者が不明な特定空家等を解消するためには、民法に基づく財産管理人制度を活用し、管理人を選任することが有効だが、現行の法制度では、この制度を家庭裁判所に申し立てることが可能な利害関係人として、市町が明確に位置付けられていない。
- 現行の空き家対策特別措置法では、現に周辺に危険が及んでいる特定空家等に対して市町が緊急に安全措置をとる際には、市町による助言・指導等の手続きを踏むことが必要となっているため、措置までに時間を要している。

2 市町による行政措置を加速化するためには、財政措置の拡充が必要

- 空き家除却に係る国庫補助の対象範囲が、除却工事費等の8/10に限られているため、地方負担分の4/10に加え、残りの2/10も市町が負担せざるを得ない。
- 代執行による空き家除却に対する国庫補助要件として、事前に除却費用の回収可否を明確にすることが必要であるが、代執行時点では、費用の回収可否や回収可能額の確定が困難なため、補助申請が困難となっている。

4 安心・安全な暮らしづくり

(5) 建築物の耐震化の促進

国への提案事項

1 民間建築物等の耐震化

多数の者の避難や救援・救護活動に関する避難路沿道建築物などについて、財政措置(特別交付税の措置率の嵩上げ等)の拡充を図ること。

2 保育所、社会福祉施設等の耐震化

公立保育所や特別養護老人ホーム等について、耐震化を促進できるよう財政措置の充実を図ること。

3 住宅の耐震化

住宅の耐震化を促進させるため補助対象のメニュー拡充を図ること。

4 国民への啓発強化

耐震化に対する国民の行動を促すため、国においても啓発強化を図ること。

【提案先省庁：総務省、財務省、厚生労働省、国土交通省】

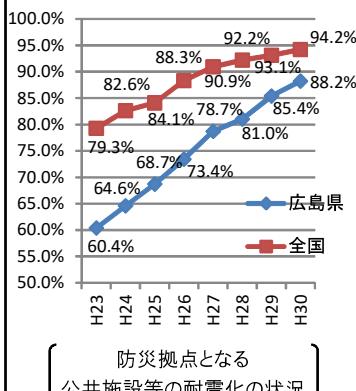
4 安心・安全な暮らしづくり

(5) 建築物の耐震化の促進

令和3年度に策定した「広島県耐震改修促進計画(第3期計画)」に基づき、災害対策拠点(県庁舎等)等の多数の者が利用する建築物に加え、住宅についても重点的取組に据え、耐震化を促進することとしている。

広島県の耐震化状況

- 県内の建築物の耐震化は遅れているが、公共施設等の耐震化を加速化



(総務省消防庁の公表データ(消防白書)より)

広島県耐震改修促進計画(第3期計画)に基づく目標と施策

施策の対象	耐震化率等の現状→目標	主要な施策(下線付は新規又は強化する施策)
多数の者が利用する建築物 (該当棟数:約2,000)	耐震化率 91.3%(R2)→96%(R7) 【R12に100%を目指す】	① 市町の補助制度の継続、創設の促進 ② 計画的な耐震化に向けた指導 ③ 所有者への意識啓発
耐震診断義務付け対象建築物 大規模建築物 (該当棟数:44) 【重点】	耐震改修実施率 78.9%(R2) 耐震性不足の建築物を → 概ね解消(R7)	④ 公表した耐震化状況の更新 ⑤ 対象建築物の耐震化に向けた指導等 ⑥ 民間建築物の耐震改修への支援 ⑦ 公共建築物の計画的な耐震化
防災業務等の 中心となる建築物 (該当棟数:52) 【重点】	耐震改修実施率 92.7%(R2) 耐震性不足の建築物を → 概ね解消(R7)	⑧ 公表した耐震化状況の更新 ⑨ 公共建築物の計画的な耐震化
広域緊急輸送道路 沿道建築物 (該当棟数:約220) 【重点】	耐震改修実施率 9.1%(R2) 耐震性不足の建築物を → 概ね解消(R7)	⑩ 公表した耐震化状況の更新 ⑪ 対象建築物の耐震化に向けた指導等 ⑫ 民間建築物の耐震改修への支援 ⑬ 公共建築物の計画的な耐震化
住宅【重点】 (補助想定戸数:約1,500)	耐震化率 84.5%(R2)→92%(R7) 【R17に100%を目指す】	① 市町の補助制度の改善への支援、創設の促進 ② 所有者への意識啓発

*1 不特定多数の者が利用する建築物(病院、店舗等)及び避難弱者が利用する建築物(学校、老人ホーム等)のうち一定規模以上のもの

*2 耐震改修促進法第5条第3項第一号の規定により、広島県耐震改修促進計画で指定した建築物であり、消防庁調査の防災拠点となる公共施設等とは異なる。

4 安心・安全な暮らしづくり

(5) 建築物の耐震化の促進

課題

- 令和4年度以降も、災害対策拠点(県庁舎等)について、着実に耐震化を推進していく必要がある。
- 義務付けた耐震診断の実施は概ね完了し、早急な耐震化が求められているが、所有者や地方公共団体等の負担が大きい。
 - ・ 多数の者の避難や救援・救護活動に関する避難路沿道建築物
 - ・ 地震被災時に避難所や応急対策拠点となり得る防災上重要な建築物
 - ・ 保育所や特別養護老人ホームなどの社会福祉施設 等
- 住宅の耐震化促進のためには耐震改修に加え建替えや除却のメニュー化が求められており、また災害リスクの低い地域への居住誘導など持続可能なまちづくりの観点からも、総合支援メニューの対象に非現地建替えや除却のみを追加する必要がある。
- 耐震化に係る所有者の意識向上も必要である。

4 安心・安全な暮らしづくり

(5) 建築物の耐震化の促進

参考 補助制度

建築物の区分		耐震化の状況		補助制度 ^{※3}	課題等	R3予算編成の状況
		対象棟数	耐震改修未実施			
多数の者が利用する建築物	大規模建築物 ^{※1}	261	44	国(補助金) 1/3 地方 11.5%~	○地方の財政負担が大きい。 ⇒ <u>財政措置の拡充</u> <u>(特別交付税の措置率1/2の嵩上げ)</u>	防災・安全交付金 R3:8,540億 ※5 (対前年度比109%)
	広域緊急輸送道路沿道建築物	265	約218	国(補助金) 2/5 地方 1/3~	○耐震化への意識不足 ⇒ <u>地方に加え国においても啓発強化</u>	
	防災拠点建築物 ^{※2}	848	62	国(補助金) 2/5 地方 1/3~	○	
住宅		約122万	約19万	補助限度額100万円 国 1/2 地方 1/2 ※6	<u>補助制度の拡充が必要</u>	—
保育所	公立	220	139	なし	<u>財政措置の充実が必要</u>	—
	私立	109	79	国 1/2 地方 1/4	(保育所等整備交付金)	R3:496億 ※5 (対前年度比63%)
社会福祉施設等(保育所を含む)		1173	844	国 1/2 地方 1/4 ※4	<u>財政措置の充実が必要</u>	R3:897億 ※5 (対前年度比90%)

※1 不特定多数の者が利用する建築物(病院、店舗等)及び避難弱者が利用する建築物(学校、老人ホーム等)のうち、一定規模以上のもの

※2 耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定により、広島県耐震改修促進計画で指定した建築物であり、消防庁調査の防災拠点となる公共施設等とは異なる。

※3 補助制度は、原則の補助率であり、IS値(耐震指標)により嵩上げされるものもあり。

※4 障害者福祉施設に係る補助率の例(施設毎に補助制度が異なるため、一例を記載)

※5 施設の耐震化以外の事業を含む。

※6 総合支援メニューの補助制度(従来の補助制度は、補助率23%かつ83.8万円が補助限度額)

※7 耐震診断を実施中のもの等があるため概数

4 安心・安全な暮らしづくり

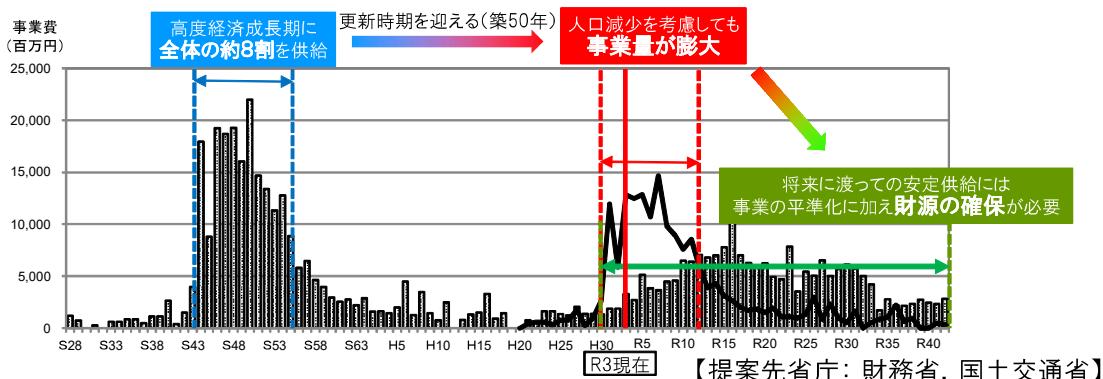
(6) 安定した公営住宅の供給

国への提案事項

更新時期を迎えた公営住宅の長寿命化や建替えへの支援

住宅セーフティネットの中心的役割を担う公営住宅は、将来に渡って安定的に供給していく必要がある。高度経済成長期に建設した公営住宅が、集中して更新時期を迎えるため、長寿命化工事により事業の平準化を行いながら、計画的かつ着実に建替事業の推進を図る必要があるため、次のとおり要望する。

- 公営住宅整備事業等に係る社会資本整備総合交付金を確保すること。
- 同じ公営住宅でも大都市より地方都市の方が家賃収入が少ないと踏まえ、地域に応じた交付金の国費率を設定すること。（現状は全国一律45%）



4 安心・安全な暮らしづくり

(6) 安定した公営住宅の供給

広島県では、「誰もが暮らしやすい住環境の実現」を基本理念とした「県営住宅再編5箇年計画(第3次)」(計画期間:令和3~7年度)を策定し、県営住宅の長期的な安定供給を図るための取組を進めている。

現状／広島県の取組

(現状)

- 約1万6千戸の県営住宅を管理しているが、昭和40～50年代に建設された住宅が約80パーセントを占め、建築後50年を経過し始めていることから、今後一時期に集中して更新時期を迎える。

(広島県の取組)

- 人口・世帯数の減少も踏まえ、公営住宅の総量を中期的に統廃合により削減しつつ、地域ごとの需要の多寡も考慮し、需要の多い地域では最大限整備する一方で、需要の少ない地域では近隣団地への統廃合を積極的に進めるなど、効率的な供給に最大限取組むこととしている。
- さらには、県営住宅の長期的な安定供給を図るために、長寿命化等により建替時期を分散化させ、極力事業量の平準化を図ることとし、長期の収支シミュレーションを行って、将来見込を立てたうえで建替計画を策定・実施している

課題

- 極力事業量を平準化した場合でも、ピーク時の事業費は令和3年度予算の2～3倍となる見込みであり、事業の着実な実施には、公営住宅整備事業等に係る交付金の確保が課題である。
- また、大都市と地方都市で公営住宅の整備や維持保全に係る事業費に差がない一方で、公営住宅法で定められた家賃額には差が生じるため、特に地方においては、更新時期が集中する中で事業全体の収支均衡を図るうえで課題がある。



4 安心・安全な暮らしづくり

(7) 土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進

国への提案事項

1 都市計画制度による土地利用規制が円滑に進む環境整備

- 災害ハザードエリアに対し、逆線引きや地区計画等を活用した土地利用規制を積極的に促すよう都市計画運用指針に位置付け、これらの取組を推進すること。
- 都市計画制度による土地利用規制について、他の防災対策と併せた紹介を行うなど、住民の認知度向上や機運醸成に取り組むこと。

2 逆線引きの推進に係る支援

- 逆線引きの箇所が多数予定されるため、都市計画法上の大臣同意に向けた協議において、多数の箇所を一括で扱うなどの資料の簡素化や手続きの円滑化を行うこと。
- 逆線引きに伴い生じる固定資産税・都市計画税の評価・課税上の課題に対する助言などの支援を行うこと。



【平成30年7月豪雨の被災例】

3 財政措置の拡充

- 逆線引きの都市計画の手続きに必要な費用を、国の支援メニューの対象とすること。
 - ・ 地権者等の調査、都市計画の図書や説明会用資料の作成、広報の実施 など

【提案先省庁：総務省、農林水産省、国土交通省】

4 安心・安全な暮らしづくり

(7) 土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進

現 状

[現状]

- 全国最多の土砂災害特別警戒区域 約4.5万か所
- 上記のうち、市街化区域内に約5.7千か所、約12万人が居住（推計）

⇒都市のコンパクト化を進めながら、災害に強い都市構造に向けた逆線引き※の取組の推進が必要

※都市計画上の市街化区域を市街化調整区域に変更すること

[目標]

- ・防災上危険が懸念される地域の居住人口
12万人(R2) ⇒ 10万人以下(R12)
- ・未利用地で令和6年度に1度目の逆線引き
- ・今後20年で逆線引きを完了
- ・50年後に特別警戒区域内の居住者をゼロにする

[国の取組]

- 都市再生特別措置法等の一部改正
 - ・市街化調整区域内の土砂災害特別警戒区域における自己用住宅の開発が原則禁止
 - ・居住誘導区域内の防災対策を記載する防災指針が位置付けられた
- 流域治水関連法案等により、災害ハザードエリアにおける、地区計画の記載の充実や許可制度の創設など、土地利用規制に係る法整備が進められている

課 題

[環境整備に係る課題]

- 都市計画運用指針では、逆線引きを検討することが望ましいとの記載にとどまっており、一部の自治体で取り組まれているものの、全国的な取組となっていない。
- 逆線引きの必要性を全国的に住民が認知することにより、私権制限を受ける土地所有者が受忍しやすい環境整備が必要である。

[実務上の課題]

- 土地所有者の全員同意を前提とした県内の逆線引きの前例では、相続未登記で所有者不明や同意が得られないなど、手続きが難航している。
- 逆線引きの対象箇所が多いため、都市計画法上の手続きのための資料作成に膨大なリソースが必要となるとともに、手続きを円滑に進める必要がある。
- 固定資産税等の評価・課税において、土地一筆に逆線引きにより市街化区域と調整区域が混在する場合の、地積算定や減価補正などの整理が必要となる。

4 安心・安全な暮らしづくり

(8) 外国人材の受入・共生

国への提案事項

1 特定技能制度の普及と円滑な運用、外国人材の活躍を促進する環境の整備

- 制度の普及と運用について、国の責任において実効性のある対策を実施すること。
 - ・県内企業等において人材需要の高い、特に、警備業、倉庫業について、地域の実情を踏まえた柔軟な受入分野の追加及び追加に必要な法整備等の実施
 - ・特定技能制度の普及に向けた、要件や手続きの簡素化・明確化、十分な情報発信と相談窓口機能の強化
 - ・地域の持続的発展にも配慮した、大都市その他の特定地域への集中の防止策
- 中小企業・小規模事業者を含むすべての企業において、外国人材が能力を發揮できる環境を整備できるよう、必要な支援措置を国において講じるとともに、地方公共団体が行う取組に対しても必要な財政措置(初期費用、運用、維持経費含む)を講じること。
 - 〔例　・外国人材の出身国の文化・風習等の理解促進セミナーや、企業現場で有効な平易な日本語による意思疎通手法の習得研修、外国人材の円滑な受入のためのガイドブックの作成など
・企業における多言語対応を可能とするための翻訳ツールや遠隔通訳サービスなど、ハード・ソフト面の支援の仕組みの整備と運営　等〕

国への提案事項

- 国と地方が連携して課題に対応できるよう、外国人材の受入実態や課題など、国やその関係団体が保有する情報を、地方公共団体と共有すること。
 - ・「労働施策総合推進法」に基づき事業主に義務付けられている、厚生労働大臣への「外国人雇用状況」の届出の情報について、地方公共団体との共有が可能となる措置を図り、地方公共団体が必要とする情報を提供すること。
 - 雇用事業所の産業分類(中分類別や在留資格の業種別等)、事業所規模、国籍別雇用人数と市区町村別の所在地
 - ・制度の運用の過程で明らかになった課題の速やかな共有　等

2 多文化共生社会を支える仕組みづくり

- 日本語教育や生活支援など、外国人が安心して暮らすための取組を、地方自治体が計画的かつ総合的に実施できるよう、地域の実情に十分に配慮の上、必要な財政措置(初期費用、運用、維持経費含む)の確保・充実を図ること。
 - ・多言語総合相談ワンストップセンターの拡充(限度額の引上げ等)
 - ・地域日本語教育の総合的体制づくり支援の拡充(都道府県に対する地方財政措置の充実)
- 多文化共生社会の実現のため、国の責任において一定のサービスを提供できる仕組みづくりを進めること。
 - ・学校での日本語教育など日本語学習機会の提供
 - ・医療通訳等の活用による医療・保健・福祉サービスの提供
 - ・災害時の多言語情報の提供

3 新型コロナウイルス感染症の影響への対応について

- 出入国制限が長期化する中、必要な次の措置を国の責任において講じること。
 - ・出入国手続等の情報提供の徹底
 - ・入国情の検査や入国情後の待機措置等に係る外国人本人や受入企業の費用負担増加に対する軽減措置
 - ・在留資格の特例措置の円滑な活用に向けた適時・的確な情報提供と継続的な見直し
 - ・制限緩和後の円滑な出入国情のため、出入国情再開時期や手続等の早期の的確な情報提供
 - ・帰国情困難な元技能実習生や、留学生等で、帰国情を希望する者の早期帰国情の実現や、やむを得ず就労を継続することができない者などに対する生活支援のための適切な措置

4 安心・安全な暮らしづくり

(8) 外国人材の受入・共生

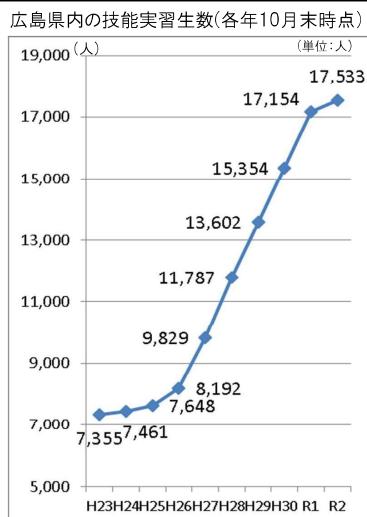
現状／広島県の取組

- 県内では、中小企業を中心に、外国人労働者は増加の一途をたどっている。
 - ・外国人労働者は「技能実習」が最も多く、その数はH27年以降急激に増加し、H26年の約2倍(17,533人、全国5位(R2.10末、広島労働局調べ))に達する。
 - ・外国人雇用事業所の6割は、規模30人未満の事業所(5,438中3,371事業所)、100人未満を含めると8割(5,438中4,403事業所)に達する(R2.10末、同)。
 - ・「特定技能」の在留外国人数は、全国的に伸び悩んでおり、県内は製造業を中心572人となっている(R2.12末、全国12位、出入国在留管理庁調べ)。

広島県内の「特定技能」在留外国人数(R2年12月末時点)

単位:人

	総 数	介 護	ビル リーニン グ	形 成 産 業	機 械 製 造 業	電 子 情 報 連 業	建 設	造船 工 業	自 動 車 備	航 空	宿 泊	農 業	漁 業	飲 食 料 品 製 造 業	外 食 業
全 国	15,663	939	184	1,235	1,248	725	1,319	413	151	13	67	2,387	220	5,764	998
広 島 県	572	8	18	53	59	36	29	106	3	-	-	39	57	156	8



- 外国人に対する情報提供、相談を多言語で行うワンストップ型相談窓口の整備・運営
 - (交付金の名称)外国人受入環境整備交付金(所管:法務省)
 - (交付対象)全地方公共団体
 - (補助率、限度額)整備…10分の10、外国人住民数に応じ200～1,000万円
運営…2分の1、外国人住民数に応じ200～1,000万円(地方負担については、地方交付税措置あり)

- 地域における日本語教育推進のための体制づくり(人材の確保や日本語教室の運営等)
 - (補助金の名称)地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業(所管:文化庁)
 - (交付対象)都道府県、政令指定都市など
 - (補助率、補助額)2分の1、上限なし(地方負担について、市町村:地方交付税措置あり、都道府県:地方交付税措置なし)

4 安心・安全な暮らしづくり

(8) 外国人材の受入・共生

- 外国人材生活意識調査(令和3年2月) 生活上の課題
 - ①地域の人とコミュニケーションが取れない
 - ②病院でことばが通じない
 - ③日本の文化や習慣が理解できない、災害時にどうしたらいいのかわからない など

- 技能実習監理団体を対象に行った新型コロナウイルス感染症の影響に関する調査(令和2年12月)
 - ・入国制限による影響
計画どおりに実習が進まない企業の対応として、元実習生の在留資格変更による補充が最多
 - ・帰国困難者の状況
在留資格「特定活動(6か月・就労可)」へ変更し、実習と同一作業・同一企業での就労継続が最多
 - ・監理団体の声
・航空便が少ない、航空運賃が高額であるなどの事情により元実習生の帰国の見込が立たない。
・在留期間の長期化により元実習生の就労意欲が低下している。
・入国後の待機場所の確保等に係る費用負担が増加している。

課題

- 「特定技能」制度の円滑な運用
 - ・業界団体からの要望があり、また本県においても人材需要が高い運輸業や倉庫業については、現在の就労可能な14分野に含まれていないため、対応ができていない。
 - ・企業等が知りたい情報(分野別試験の実施・合格者状況、登録支援機関の登録状況、在留資格の認定手続等)が関係省庁に跨って散在しておりわかりにくい。地方出入国在留管理官署の窓口において、個別企業等の相談・手続に時間を要している。また、企業等において、制度が複雑であるため、理解や手続きのための負担感が大きく、制度の利用が進んでいない。
- 生活者としての外国人が暮らすための環境整備
 - 外国人が安全に安心して地域社会で暮らすための生活支援として、行政・生活情報や災害時の防災情報の多言語化、母語で相談を受けられる窓口の整備、安心して医療・保健・福祉等のサービスを受ける環境整備等を進める必要がある。
 - また、外国人に対して、地域で生活するために必要な日本語学習等の機会提供も必要である。
- 新型コロナウイルス感染症の影響への対応
 - 入国前の検査や入国後の待機措置等に係る費用負担増加に対する軽減措置や、帰国困難な元技能実習生や、留学生等で、帰国を希望する者の早期帰国の実現や、やむを得ず就労を継続することができない者などに対する生活支援のための適切な措置が必要である。

4 安心・安全な暮らしづくり

(9) 海洋プラスチックごみ対策

国への提案事項

海洋プラスチックごみ対策に関する支援

- 本県では、2050年までに瀬戸内海に流出するプラスチックごみゼロを目指し、海ごみ対策に取り組むこととしているが、マイクロプラスチックを含め、プラスチックごみの環境中の挙動等、実態が十分に解明されていないことから、効果的な対策を進めるため国において実態解明を進めるとともに、得られた知見を収集し、各自治体等へ情報を共有すること。
- また本県においては、プラスチックの素材、製品製造メーカーや販売、流通事業者等幅広い企業や団体等が一体となって海ごみ対策に取り組む「広島県海ごみ対策プラットフォーム(仮称)」を設立し、代替素材商品の開発支援や企業マッチング等様々な取組を行うこととしており、こうした地方自治体が行う取組に対する財政的支援を拡充すること。

【提案先省庁：経済産業省、国土交通省、環境省】

4 安心・安全な暮らしづくり

(9) 海洋プラスチックごみ対策

現状／広島県の取組

- 2050年までに新たな海洋プラスチック汚染をゼロにすることを目指す大阪ブルー・オーシャン・ビジョンが採択されるなど、プラスチックの海洋汚染は国際的な問題となっている。
- 広島県においても、新たに瀬戸内海に流出するプラスチックごみの量を2050年までにゼロとすることを目指し、R3年度中にプラスチックを取り扱う各業界の事業者等が参画する「広島県海ごみ対策プラットフォーム(仮称)」を設立する予定。
- プラットフォームでは、海洋生分解性プラスチックといった代替素材商品の開発支援や各企業とのマッチングを行うとともに、ペットボトルの自動回収機の設置、県民への海岸等清掃活動への参加促進のための手法等、様々な取組を検討している。
- 環境省において海洋中のマイクロプラスチック浮遊密度について調査を実施しており、瀬戸内海でもマイクロプラスチックが確認されているが、河川や下水道といった環境中の挙動については、データが少なく、詳細が不明である。

課題

- 海洋プラスチックごみゼロを目指す仕組みを構築するためには、海洋生分解性プラや紙等の代替物の普及・促進といったプラスチックの使用量削減、プラスチックの流出防止、プラスチックごみの清掃・回収、情報の収集・発信・共有といった対策が必要だが、効果的な仕組みが構築されていない。
- マイクロプラスチックの調査方法が確立されておらず、実態把握が十分に行われていないため、下水中や環境中の挙動についてのデータが乏しく、流出防止対策の検討ができていない。

4 安心・安全な暮らしづくり

(10) 米軍機による低空飛行訓練の中止等

国への提案事項

米軍機の低空飛行や騒音被害などにより、県民の平穏な日常生活に影響が生じている現状は容認できないので、訓練空域や飛行ルート下での対策強化を含め、次の措置を講じるよう強く要請する。

1 米軍機による低空飛行訓練の中止

- 県民が生活する地域で低空飛行訓練が行われないよう具体的に措置すること
また、地域行事への配慮等、県民生活への影響を回避する実効ある取組を講じること
- 国の責任において、関係自治体及び住民へ、事前に飛行ルートなどの情報を提供すること

2 騒音被害の実態把握、及び必要な対策の実施

- 騒音実態把握のための測定器やカメラを増設するとともに、測定結果を早期に提供すること
- 学校等の防音対策など、騒音被害解消に向けた必要な措置を講じること
- また、訓練空域等を有する自治体が騒音被害対策などを行うための新たな財政措置を講じること
 - 〔新たな財政措置の方法例〕～防衛施設周辺生活環境整備法の見直し(拡充・緩和)
 - ・米軍機の訓練空域等を防衛施設とみなした、空域下の自治体への交付金の創設
 - ・米軍機の訓練空域等を有する県に対する交付金の創設
 - ・学校等の防音対策基準の見直し
- 空母艦載機離着陸訓練(FCLP)を岩国基地で実施しないこと
また、硫黄島の代替施設として岩国基地を指定しないこと
- 空母着艦資格取得訓練(CQ)については、訓練期間中に岩国基地に帰投しない方法で実施すること
- 岩国基地滑走路の運用時間(6:30～23:00)を厳守すること

4 安全・安心な暮らしづくり

(10) 米軍機による低空飛行訓練の中止等

国への提案事項

3 航空機の安全対策の徹底

- 米軍航空機の安全に係る抜本的な対策を早急に検討し実施すること。
- 米軍機事故が発生した際は、事故原因の早期究明・実効性ある再発防止策を米側に求めるとともに、国の責任において十分な説明を行うこと。
- 米軍人等の教育訓練の徹底と綱紀粛正を米側に申し入れること。 【提案先省庁：外務省、防衛省】

現状・課題

- 岩国基地への空母艦載機(約60機)の移駐(H30.3完了)により、騒音被害が拡大
基地周辺だけではなく、訓練空域等においても、大幅に増大

・航空機騒音(70dB以上(掃除機、騒々しい街頭))の発生状況

	平成29年度	令和2年度	増加回数(倍率)
県内設置(6地点合計)	3,872回	6,624回	2,752回 (1.7倍)
(主な地点)			
岩国飛行場周辺	大竹市阿多田島	2,322回	3,932回
訓練空域下	北広島町西八幡原	697回	991回

・さらに、訓練空域では、100dB以上(電車が通っているガード下)の騒音発生日数は倍増

【北広島町西八幡原】

(H29) (R2)

6日 ⇒ 12日(2.0倍)

- しかしながら、国の騒音被害対策は、飛行場近辺の騒音にしか対応していない。

→ 現在の交付金の要件では、基地から離れた訓練空域を有する自治体は対象外

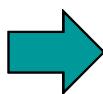
【再編交付金】

【対象市町村】 施設所在地と、隣々接市町村まで

【対象都道府県】 施設所在地

【特定防衛施設周辺整備調整交付金】

【対象市町村】 特定防衛施設(飛行場)を有する市町村



訓練空域、飛行ルート下の自治体でも
被害対策が実施できるよう改正が必要

5 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国への提案事項

■ 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築

地方の歳出の大半を義務的な経費が占めている現状にあっては、地方の一定の行政水準を国が保障する財源保障機能を確保することは不可欠である。

このため、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保や法定率の引上げによる臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続可能な制度の確立に向けて、次の点に的確に対応すること。

1 地方交付税の法定率の引上げ

地方交付税の原資となる国税収入の法定率分が、必要な地方交付税総額と比べ著しく不足する場合には、法定率の引上げ等により必要な総額を確保することとされている(地方交付税法第6条の3第2項)。

地方財政は、毎年度多額の財源不足が生じていることから、同法の本来の姿に立ち戻り、法定率の引上げを行い、全額を地方交付税で措置し、臨時財政対策債による補填措置を早期に解消すること。

2 一般財源総額の確保・充実

新型コロナウイルス感染症の影響による経済の下振れやそれに伴う地方の税財源の大幅な減少も懸念される中で、地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめ、デジタルトランスフォーメーションの推進、地域経済の活性化・雇用対策、防災・減災対策など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方単独事業も含め、地方財政計画に的確に反映し、令和4年度以降においても安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確実に確保・充実すること。

5 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国への提案事項

臨時財政対策債や景気対策、減税、市町村合併等により発行した地方債など、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした地方債の元利償還金については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、交付税財源を別枠で確実に確保すること。

3 公共施設等の適正管理の推進

「公共施設等適正管理推進事業費」については、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設の維持管理、更新等に係る具体的な取組が一層本格化することなど個別の地方団体の実状も踏まえ、より弾力的で柔軟な運用や延長等を検討するとともに、引き続き十分な財源を確保すること。

■ 地方創生を推進する財政措置

地方創生を推進するための財政措置について、次のとおり特段の配慮をすること。

○ 地方創生推進交付金のより効果的な取組への重点配分等

地方創生を実現するためには、地方がそれぞれの実情や特長を踏まえた取組を行う必要があることから、より自主性を重視した自由度の高い仕組みにすること。

また、「地方創生推進交付金」の配分に当たっては、地域経済への波及効果の高い取組を行う道府県に重点配分をすること。

現状及び課題

令和3年度地方財政計画においては、前年度を実質的に上回る62.0兆円が確保されたものの、新型コロナウイルス感染症の影響による地方税等の大幅な減収の中、臨時財政対策債の増額により確保されたものであり、常態化している地方財政の財源不足は解消されていない。

◆一般財源総額(水準超経費除き)

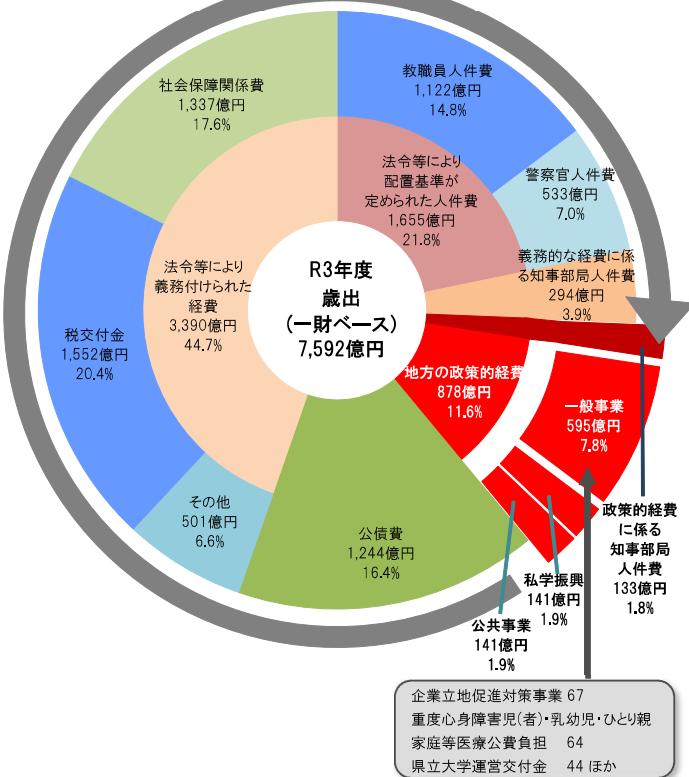
	一般財源総額	地方税等	地方交付税	臨時財政対策債
R2地方財政計画	61.8兆円	43.7兆円	16.6兆円	3.1兆円
R3地方財政計画	62.0兆円	40.3兆円	17.4兆円	5.5兆円
前年度比	+0.2兆円	▲3.5兆円	+0.9兆円	+2.3兆円

- また、広島県の歳出総額 1兆938億円(R3年度当初予算)に対し、国庫支出金や県債を充当した経費等を除く一般財源ベースでは7,592億円。
- このうち、配置基準が定められた人件費や義務付けられた経費など、**国の法令等の関与が存するなどの義務的な経費が歳出総額の約9割**を占めている状況。
- 国が地方に事務処理を義務付ける場合、**国は必要な財源措置を講じなければならない**(地方自治法第232条第2項)ことから、こうした現状にあっては、**地方の一定の行政水準を国が保障する財源保障機能の確保が不可欠**。

5 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国の法令等の関与が存する経費
歳出総額の87%



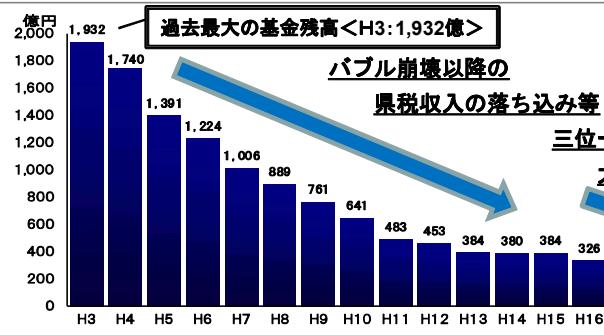
現状/これまでの経緯

本県の財源調整的基金については、平成3年度末(1,932億円)をピークに、バブル崩壊以降の景気低迷による県税収入の落ち込み等に伴う財源不足への対応などにより急激に減少した後、平成16～18年の三位一体改革による大幅な地方交付税の削減や、その後の影響などにより、平成21年度末には、ほぼ底(25億円)をついた。

その後、効率的な事業執行による経費節減などに取り組むとともにこの10年間で一般行政部門の職員数を2割以上削減するなど、国を大きく上回る行財政改革の取組等により、平成29年度末には、457億円まで回復したが、平成30年7月豪雨災害への対応に伴い大きく減少。

更に令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により県税収入が大幅に減少し、大幅な事務事業の見直しによって約25億円の一般財源を捻出した上でなお財源が不足することから令和3年度末の残高見込は121億円まで大幅に減少し、財政調整基金の残高は県政史上初めてゼロとなるなど、非常に厳しい財政状況が続く見込となっている。

■広島県の財源調整的基金残高



5 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

課題

近年、基金残高が増加していることから、各地方団体の基金残高の増加要因を分析し、国・地方を通じた財政資金の効率的配分に向けて、地方財政計画への反映につなげていくべきとの議論がある。

本県における財源調整的基金の増加は、景気変動等による税収減や災害対応などに備えるため、国を大きく上回る行財政改革に取り組み財源を捻り出してきたものであるが、平成30年7月豪雨災害対応やこの度の新型コロナウイルス感染症の影響などによって、まさに一瞬で激減するものである。

また、こうしたリスクに対して柔軟かつ機動的に対応していくためには、基金を一定程度確保することが非常に重要である。

地方の基金残高が増加していることをもって、地方財政に余裕があるかのような議論は妥当ではなく、断じて容認できないものであり、また、地方交付税の削減につながるような議論も全く妥当ではない。

H30.7豪雨

災害対応

企業業績の改善、

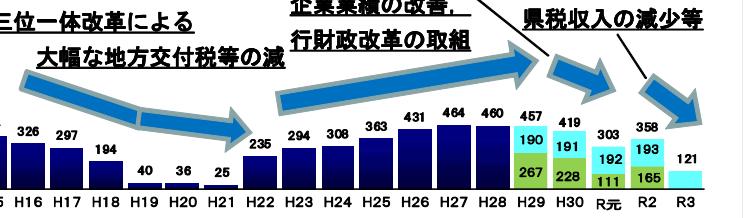
行財政改革の取組

県税収入の減少等

新型コロナの影響による

財源調整基金

減債基金



* 財源調整的基金とは、年度間の財源調整を目的とした積立金（財政運営のために自由に使える貯金）のことです。広島県では財源調整基金と減債基金の一部をいいます。
グラフ数値は年度末残高であり、R元年度までは決算値、R2年度はR2年度2月補正予算後の見込み、R3年度は当初予算編成時の見込み。

5 地方税財源の充実強化

(2) 市町の財政基盤の強化

国への提案事項

1 噴緊の財政需要に対する財政措置

- 市町における人口減少対策や、少子高齢化に対応したまちづくりをより一層進めることができるよう、まち・ひと・しごと創生事業費等により必要な地方交付税措置を引き続き講じるほか、必要な国庫補助金等や有利な地方債措置により、確実な財源措置を行うこと。
 - ・ 公共施設等適正管理推進事業債については、令和3年度までとされている現行期限の延長を行うこと。
 - ・ 過疎対策事業債については、ソフト分を含めて、前年度を上回る措置を行うこと。

2 合併市町への財政措置

- 合併を行った市町については、旧合併特例事業債等の確実な配分や合併後の市町の姿を踏まえた交付税算定の見直しを維持しつつ、市町建設計画に基づくまちづくりが円滑に実施されるよう、市町が必要とする財政措置を、引き続き、確実に講じること。

【提案先省庁：総務省】

5 地方税財源の充実強化

(2) 市町の財政基盤の強化

現状／施策の背景・経緯

1 噴緊の財政需要に対する財政措置

平成27年の国勢調査において、県内人口は平成22年度と比べ0.6%減少となっているが、中山間地域や島しょ部では、5%以上減少している市町が11団体、うち3市町は10%以上減少しており、各市町においては、人口減少対策等、地方創生に資する取組を重点的に行っているところである。

2 合併市町への財政措置

本県は「平成の大合併」による市町村数減少率が73.3%（全国2位）であり、合併市町においては、更なる行財政の効率化に取り組むとともに、建設計画事業を推進している。

平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興経費などの需要もある中で、引き続き合併後のまちづくりを推進する必要がある。



課題

- 市町においては、人口減少や少子高齢化に対応するための、まち・ひと・しごと総合戦略や中山間地域の活性化などに係る課題が山積しており、まちづくりに対する噴緊の財政需要に対する財政措置が必要である。
- 課題解決に向けて、公共施設等総合管理計画の見直しや、公共施設等の適正管理に取り組んでいる中ではあるが、平成30年7月豪雨災害などの災害対応が優先され、特に予算・人員規模が小さい市町においては、大規模事業を並行して実施しながら期限内に取組を完了することは困難であることから、中・長期的な視点での安定的な財政措置が必要となっている。

項目	令和3年度	令和2年度
公共施設等適正管理事業 (令和3年度まで)	4,320	4,320
過疎対策事業	5,000	4,700
旧合併特例債	6,200	6,200

5 地方税財源の充実強化

(3) 水道事業の広域連携の推進

国への提案事項

○ 水道広域連携に係る財政措置

水道事業の抜本的な経営改革の一つの手段である水道の広域連携を推進するため,

- ・ 経営統合をする場合の、施設整備等に対する現行の財政措置の要件緩和や嵩上げなどのインセンティブの導入
 - ・ 料金格差の縮小に係る激変緩和措置などの仕組みづくりなど
- より一層の支援措置を講じること。

【提案先省庁：総務省、厚生労働省】

5 地方税財源の充実強化

(3) 水道事業の広域連携の推進

現状／施策の背景・経緯

水道事業は、人口減少等による給水収益の減少や老朽化による施設の更新費用の増加などにより、年々経営環境は厳しさを増している。

広島県では、県内水道事業の経営基盤を強化するため、令和2年6月に「広島県水道広域連携推進方針」(水道広域化推進プラン)を策定した。

推進方針では、県内水道事業の経営組織の統合(経営統合)に取り組み、統合への参画が困難な市町においては、共同研修など経営統合以外の連携に取り組むこととしている。

経営統合については、県と15市町で、令和3年4月に基本協定を締結し、令和4年11月の水道企業団の設立、令和5年度からの事業開始を目指し、具体的な準備に着手している。

なお、令和元年10月に施行された改正水道法では都道府県には、水道の基盤強化を図るために、水道事業の広域連携の推進役としての責務が規定されている。

課題

- 経営統合による施設の再編整備等に対しては、インセンティブとしての交付金が交付されるが、
 - ・ 地形や水源からの距離等の自然条件により、施設整備費が比較的安価な水道事業等
 - ・ (資本単価90円/m³未満の水道事業及び70円/m³未満の水道用水供給事業)
 - ・ 近接する水道事業等と経営統合する簡易水道事業
 - ・ (道路延長10km未満に給水区域を有する隣接市町の水道事業等と経営統合する簡易水道事業)は交付対象外となっている。
- しかしながら、これらの対象外の事業であっても、経営基盤の強化を図る必要があることから、交付金の要件緩和により、経営統合に対してインセンティブを付与する必要がある。
 - ・ また、施設の再編整備等に当たっては、多額の費用を要することから、経営統合後に早期に経営を安定化させ、統合効果を発揮するためには、交付金の交付率や交付税の措置率を嵩上げするなど、財政支援の拡充が必要である。
- 水道料金については、水源との位置関係や、給水区域内の地形、給水人口・密度等により、県内の市町間で最大3.3倍の格差があり、広域連携を推進するためには、料金格差の縮小にかかる激変緩和措置などの財政措置の仕組みが必要である。

【水道事業の広域連携の推進に必要な財政支援制度】

事業内容	生活基盤施設耐震化等交付金 簡易水道等施設整備費国庫補助金	交付税措置
経営統合を要件とした施設の再編整備等	(資本費単価等の要件緩和、 交付率の嵩上げ)	(措置率の嵩上げ)
料金格差の縮小にかかる激変緩和措置等の取組	(料金平準化対策費の創設)	(高料金対策経費の制度拡充など)

凡例：■…制度の創設が必要 ▲…制度の拡充が必要

※(参考)水道事業の広域連携に係る既存の財政措置

- ・ 広域化に関する事業に係る普通交付税措置(一般会計出資債元利償還金の60%)
- ・ 市町村合併に伴う水道施設整備の増嵩経費に対し、一般会計から出資・補助した場合、当該出資・補助額に合併特例債(元利償還金の70%)を充当など
- ・ 簡水統合及び市町の区域を越える水道事業の統合後、旧事業の高料金対策に要する経費について、10年間交付税を延長措置

令和3年度当初予算等の状況

◆強靭・安全・持続可能な水道の構築(厚生労働省)

395億円(前年度比100 %)

5 地方税財源の充実強化

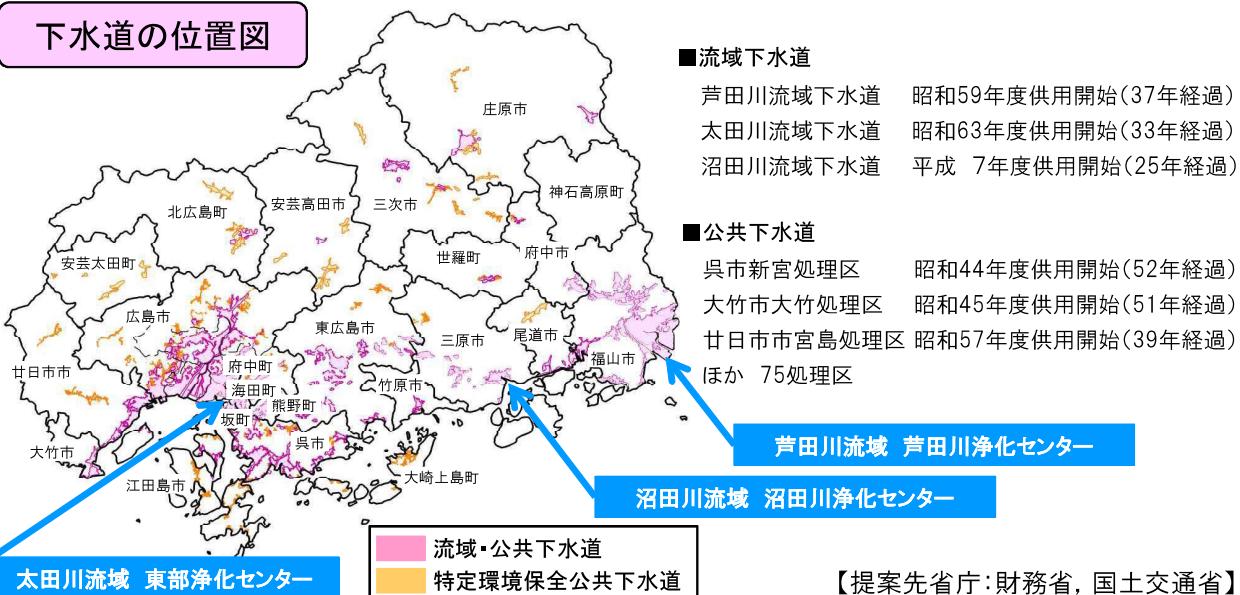
(4) 下水道施設の持続的な汚水処理機能の確保

国への提案事項

下水道施設の改築に係る財政措置の継続

公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など、下水道の果たす公共的役割に鑑み、財政措置を確実に継続すること。

下水道の位置図



提案の背景

- 国の財政制度等審議会(H29年度)において『下水道事業に対する国の財政支援は汚水処理に係る「受益者負担の原則」を踏まえ、未普及の解消及び雨水対策に重点化していくべき。』という方針が提案された。
- 令和3年度から、交付対象範囲が雨水管の新設及び改築において拡充された一方で、污水管の改築においては縮小されており、今後も段階的に縮小される見通しである。
- このため下水道施設(汚水)の改築への財政措置がなくなることが懸念される。

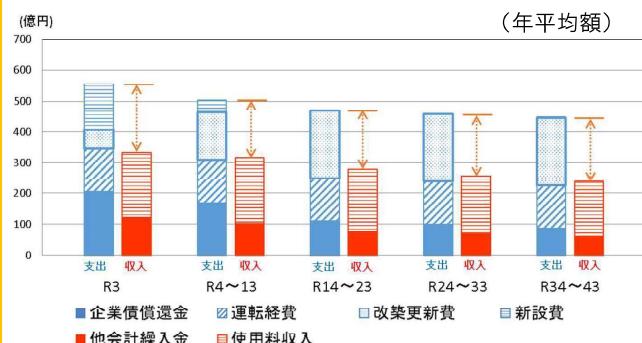
5 地方税財源の充実強化

(4) 下水道施設の持続的な汚水処理機能の確保

課題

- 10年後からは、改築費が増加する一方で使用料収入は減少する見込み。
- 改築費用を、すべて受益者(地方)が賄うには負担が大きい。

«公共下水道(広島市を除く)と流域下水道の支出と収入の見通し»



注1)平成29年度決算統計をベースに「アセットマネジメント簡易支援ツール(厚生労働省)」によって広島県が独自推計したもの

注2)使用料単価は据え置き

注3)改築更新費及び新設費には雨水対策費用を含む

注4)減価償却費及び長期前受金戻入を除く

5 地方税財源の充実強化

(4) 下水道施設の持続的な汚水処理機能の確保

下水道事業の現状

《流域下水道》

○膨大なストックを形成

・下水処理場は3箇所(約6,000設備)

・管路延長は約110km

流域名	処理場施設 設備数	管路施設 延長(km)
太田川流域下水道	3,183	28.4
芦田川流域下水道	2,490	39.6
沼田川流域下水道	744	43.2
合 計	6,417	111.2

○特に処理場機械・電気設備の老朽化が進行

・約半数の設備が法定耐用年数を超過

流域名	供用(処理)開始	耐用年数超過 施設数
太田川流域下水道	昭和63年10月	1,659(約5割が超過)
芦田川流域下水道	昭和59年10月	1,191(約5割が超過)
沼田川流域下水道	平成8年3月	542(約7割が超過)

《公共下水道(広島市を除く)》

○膨大なストックを形成

・下水処理場57箇所、管路延長は約6,000km

	施設数
処理場数	57箇所
ポンプ場数※	118箇所
管路延長※	6,078km

※浸水対策施設を含む

○処理場内の設備の老朽化

・8割以上の処理場が供用開始から15年を超過

経過年数	処理場数
50年以上	2箇所
30~50年	6箇所
15~30年	42箇所
15年未満	7箇所
合 計	57箇所

広島県の取組

- ストックマネジメント計画により計画的に維持管理・改築を実施していく。

5 地方税財源の充実強化

(4) 下水道施設の持続的な汚水処理機能の確保

参考(下水道施設の補助制度)

下水道法第34条

国は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その設置又は改築に要する費用の一部を補助することができる。

区分	施設		国庫補助率	根拠規定
公共下水道	管渠等		1/2	下水道法施行令第24条の2 第1項第1号
	終末処理場	処理施設	5.5/10	
		用地等	1/2	
流域下水道	管渠等		1/2	下水道法施行令第24条の2 第1項第2号
	終末処理場	処理施設	2/3(※)	
		用地等	1/2	
都市下水路	市街地における下水排除施設		4/10	下水道法施行令第24条の2 第1項第4号

※流域下水道に対する国庫補助率が公共下水道等に対する国庫補助率よりも高いのは、流域下水道が広域、根幹的な性格を持ち、また、水質汚濁防止上の整備効果も大きいことによるもの。(「逐条解説 下水道法(株式会社ぎょうせい)より抜粋」)

社会资本整備総合交付金交付要綱(国土交通省)

種別	交付対象事業	国費率(交付要綱附属第Ⅲ編)
社会资本整備総合交付金事業	⑦下水道事業(公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業)	下水道法施行令第24条の2に規定する補助率
防災・安全交付金事業	⑦下水道事業(公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業のうち浸水対策その他の防災・安全対策に係る事業に限る。)	(上表と同じ)

5 地方税財源の充実強化

(5) 工業用水道事業の経営基盤の強化

国への提案事項

1 受水企業撤退時の他の受水企業への支援措置

- 受水企業の倒産、撤退又は大幅な減量等によって料金が大幅に上昇するなど、他の受水企業に多大な影響を及ぼすことが見込まれる場合に、激変緩和のため、影響のある受水企業に対する支援制度を新設すること。
- 現行の収支を均衡させる料金設定を緩和し、受水企業の倒産、撤退又は大幅な減量があった場合に引当可能な費用の計上を認めるなど、実情を踏まえた料金設定を可能とすること。

2 DX推進の環境づくりのための支援措置

業務の一層の効率化や県民サービスの維持・向上が求められる中で、水道事業に係るDXを推進するため、実証実験やシステム導入に係る財政支援制度を新設すること。

3 企業誘致を促進するための上水の活用

企業の立地を促進するため、工業用水の供給が困難な地域において、県が行う水道用水供給事業の上水を工業用水道事業法上の工業用水として活用できるなど、柔軟な制度を構築すること。

【提案先省庁：経済産業省、厚生労働省】

5 地方税財源の充実強化

(5) 工業用水道事業の経営基盤の強化

現状／広島県の取組

1 受水企業撤退時の他の受水企業への支援措置

- 受水企業の倒産、撤退又は大幅な減量があった場合、当該企業の水量を見込んで整備した設備等の未償却資産分及び維持管理費を将来の料金で回収しなければならず、他の受水企業の負担が増加する。
- 工業用水道事業は独立採算性を原則としているが、料金設定に自由度がないため、大口受水企業の倒産、撤退又は大幅な減量を見越した料金改定ができない。

2 DX推進の環境づくりのための支援措置

- 工業用水道事業は多くの業務で人に依存しており、今後、経験豊かな職員の退職が見込まれるため、業務の効率化・省力化が求められていることから、DXを推進する。

3 企業誘致を促進するための上水の活用

- 工業用水道事業の経営状況は厳しく、給水収益を確保するため、関係部局が連携し、企業誘致に取り組んでいる。

課題

1 受水企業撤退時の他の受水企業への支援措置

- 受水企業の倒産、撤退又は大幅な減量による他の受水企業への影響を最小限度にとどめるとともに、安定的な工業用水道事業を運営する仕組みの構築が必要である。

2 DX推進の環境づくりのための支援措置

- DXの推進に当たっては、実証実験やシステム導入に一定の財源を要することから、推進しやすい環境づくりのための財政支援が必要である。
- 厚生労働省は、水道情報活用システムの導入を推進するため、「水道事業におけるIoT活用推進モデル事業」の支援制度が新設している。

3 企業誘致を促進するための上水の活用

- 工業用水道事業法の解釈では上水を工業用水に活用できないとされており、候補地近郊に工業用水の管路がないために立地を断念する企業があることから、上水を有効に活用できる仕組みが必要である。

6 社会資本整備の推進

(1) 公共事業予算の安定的・持続的な総額確保

国への提案事項

○ 公共事業予算の安定的かつ持続的な総額確保

住民の安全・安心を確保する国土強靭化、及び交流人口拡大を図る地方創生の取組を支える社会基盤整備や農林水産基盤整備を推進するため、直轄事業、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金や補助事業をはじめとする、公共事業予算の総額を安定的かつ持続的に確保すること。

特に、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」については、当初予算での配分や地方単独事業による防災インフラ整備に対する財政措置を含め、地方の要望を十分反映し、地方の実情に即した配分や財政措置の拡充等に配慮すること。

【提案先省庁：内閣府、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】

6 社会資本整備の推進

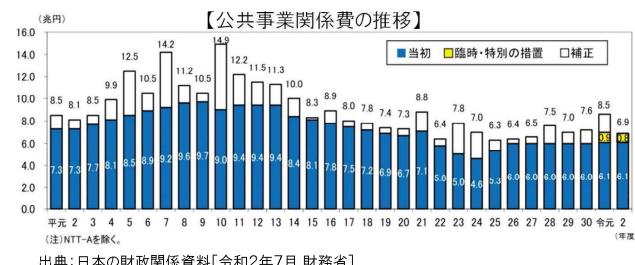
(1) 公共事業予算の安定的・持続的な総額確保

現状／施策の背景・経緯

- 国の公共事業関係費は、ここ数年はほぼ横ばいで推移している。
- 社会資本は、防災・減災に資するとともに、生産性向上、企業立地・雇用・観光客の増加や民間投資の誘発等のさまざまなストック効果を発揮し、地方創生を下支えするもの。
- 広島県では、社会資本マネジメントの基本方針を定めた「社会資本未来プラン」を令和3年3月に策定し、「安全・安心で県の強みを生かした、持続可能な県土づくり」に向けて、優先順位を踏まえながら、効果的・効率的な社会資本整備を推進することとしている。
- 特に、県土の強靭化に向けては、国の「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」を最大限活用し、防災・減災対策の加速を図っているが、対策が必要な箇所は未だ多く、治水・土砂災害対策や道路法対面策などの事前防災を着実に推進する必要がある。

課題

本県の防災・減災対策を充実・強化し、地方創生の取組を支える社会資本整備を推進していくために必要な公共投資の財源の確保が将来にわたって不可欠であるが、全国的に大規模な災害が頻発していることなどを踏まえると、今後の直轄事業や交付金等の安定的・持続的な確保に懸念がある。



各施設の整備状況

施設	項目	現状値 (R2年度末)	目標値 (R7年度末)
河川	洪水の氾濫により床上浸水が想定される家屋数	約18,000戸	約16,700戸
海岸	高潮(津波)防護達成人口率	63.4%	65.7%
道路	緊急輸送道路の災害時通行止箇所	190箇所	160箇所
	1巡目点検で健全度Ⅲであった橋梁の修繕割合(H26～H30の1巡目点検で健全度Ⅲと判定された橋梁数:485箇所)	30%	100%
砂防	土砂災害から保全される家屋数(保全対象戸数(延べ戸数):約404,000戸(R3当初))	約116,000戸	約129,000戸
治山	山地災害危険区域の整備率	34.1%	35.0%

6 社会資本整備の推進

(2) 社会資本の適切な維持管理の推進・強化

国への提案事項

1 建設分野におけるDXの推進に係る財政措置及び技術的支援

建設分野のあらゆる段階において、デジタル技術を最大限に活用し、官民が連携してインフラ（公共土木施設等）をより効果的・効率的にマネジメント（管理・運営）することで、新たなサービス・付加価値の創出や県民の安全・安心、利便性の向上、建設分野の生産性向上などを実現するため、財政措置の拡充や技術的支援を図ること。特に次の取組について、重点的に配慮すること。

- ・ 県が管理するインフラデータを一元化・オープンデータ化し、国・県・市町等の施設管理者間でデータを共有することや、民間企業等とのデータ連携・活用を可能とするシステム基盤であるDoboXの機能拡張
- ・ 防災にかかる予測技術の向上等に向けた県土全体の3次元データの取得や民間企業等のニーズを踏まえたデータ整備など、インフラデータの充実・高精度化
- ・ 道路法面の崩落予測や除雪作業の支援、センサーデータの蓄積・分析による予測保全の導入など、デジタル技術を活用した新たな技術の構築に必要となるAI等の開発や現場実装に向けた実証実験の実施

6 社会資本整備の推進

(2) 社会資本の適切な維持管理の推進・強化

国への提案事項

2 社会資本の適切な維持管理に係る財政措置の拡充

県民の貴重な財産である社会資本を次世代に確実に引き継ぎ、災害時においても機能を発現させるためには、適切な維持管理が必要であることから、補助及び交付金制度の要件緩和や国費率のかさ上げ、公共施設等適正管理推進事業債の延長など、地方へ確実な財政措置を図ること。

【提案先省庁：総務省、財務省、国土交通省】

6 社会資本整備の推進

(2) 社会資本の適切な維持管理の推進・強化

①建設分野におけるDXの推進に係る財政措置

現状／広島県の取組

- 国では、「国土交通省インフラ分野のDX推進本部」の設置や「国土交通データプラットフォーム」の機能拡張、「インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション施策」の公表など、インフラ分野におけるDXを推進している。
- 広島県では、建設分野におけるデジタル技術を活用した40項目の具体的な取組案をとりまとめた「広島デジフラ構想」を令和3年3月に策定するとともに、DXの実装を進めていくための体制強化を図るため、令和3年4月に土木建築局内に「建設DX担当」を設置し、構想を推進している。
- 今年度は、県が管理するインフラデータの一元化・オープンデータ化に向けたシステム基盤(DoboX)の構築や国・市町・民間企業等とのデータ連携、最新のデジタル技術を活用して様々な課題解決を図るオープンな実証実験の場である「ひろしまサンドボックス」を活用した技術構築などを進めている。



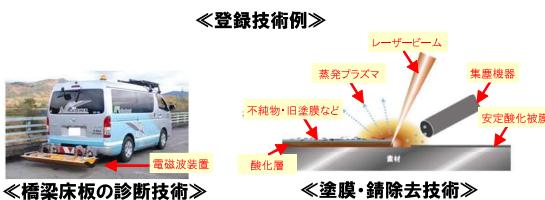
課題

- 県が管理するインフラデータは、管理施設毎に構築したシステムで管理しており、管理者間での連携やオープンデータ化が十分にできていないことに加え、国・県・市町の管理者の枠を超えた連携及び民間企業等の保有する技術やビッグデータとの連携もできていない。
- 道路や河川の施設台帳の一部は紙やPDFなどで管理されていることや、航空測量データなど、記憶媒体で保管されているデータもあり、誰もが利活用可能なオープンデータの作成やデータの精度向上・更新が必要であるものの、十分にできていない。
- デジタル技術を活用した様々な技術の構築・実装に取り組んでおり、今後も取組を拡大していくこととしているが、データ蓄積・分析を行うための計測機器の整備やAI等の開発、現場実装に向けた実証実験などを継続して実施できるよう財政措置が必要。
- デジタル技術やデータを活用した共通の取組について、国・県が相互に連携して進める必要がある。

②社会資本の適切な維持管理に係る財政措置の拡充

現状／広島県の取組

- 国では、「道路メンテナンス補助制度」において、地方公共団体が実施する新技術等を活用する個別事業に対する優先的な支援や、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」を踏まえた予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の着実な推進の支援を実施。
- 広島県では、老朽化対策に関する今後の取組や修繕費の見通しを示した「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」や主要な施設分類毎に維持管理水準等を設定した「修繕方針」を令和2年度に策定・改訂し、計画的な維持管理を推進するとともに、修繕費を増額し、老朽化対策を強化。
- また、コスト縮減を推進していく方策の1つとして「広島県長寿命化技術活用制度」を運用し、これまでに98技術を登録し、64技術を県内公共事業で活用。



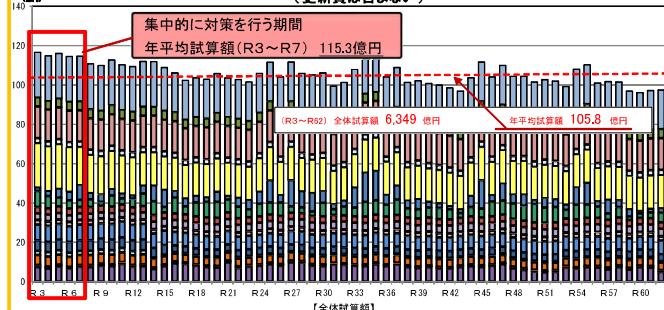
6 社会資本整備の推進

(2) 社会資本の適切な維持管理の推進・強化

課題

- 今後、老朽化するインフラの数は加速度的に増加する見込みであり、さらに、維持管理を行う上で必要となる官民の技術者などの担い手不足も顕在化している。
- 平常時に加え災害時においても、防災施設や緊急輸送路など既存インフラの機能を十分に發揮させるためには、より効果的・効率的な維持管理が必要である。
- 今後5年間については、集中的な老朽化対策の実施を予定していることから、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」などを踏まえた継続的な財政措置が必要である。

※主要な施設分類における修繕費総額を試算（
（更新費は含まない）



6 社会資本整備の推進

(3) 防災・減災に資する社会資本整備の推進【創造的復興関係】

国への提案事項

1 インフラ強靭化のための財政措置

流域治水の推進などにおいてインフラの強靭化を着実に進められるよう「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」の地方の実情に即した配分及び地方単独事業による防災インフラ整備に対する財政措置(緊急自然災害防止対策事業債)の拡充等に配慮すること。

2 被災地の早期復旧・再度災害防止の推進

平成30年7月豪雨災害等、近年発生した災害の被災地の早期復旧・再度災害防止を推進するため、改良復旧事業や県が行う砂防激甚災害対策特別緊急事業等の推進、直轄による特定緊急砂防事業等の推進については、特段に配慮するとともに、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の警戒避難等に関するソフト対策にも配慮すること。

<平成30年7月豪雨災害関連事業>

災害復旧事業

災害復旧 (決定額)	改良復旧事業等
[県事業] 2,550箇所630億円 [市町事業] 2,930箇所355億円(広島市を除く)	河川 [県事業] 二級河川沼田川水系沼田川等 河川激甚災害対策特別緊急事業 一級河川太田川水系三篠川 災害復旧助成事業
土砂災害防止施設等	

砂防 (激特事業等)	[国直轄]広島西部山系・安芸南部山系特定緊急砂防事業 (広島市安佐北区口田南・呉市天応等9地区) [県事業]砂防激甚災害対策特別緊急事業等 (坂町小屋浦等130箇所)
治山対策	[県事業]呉市安浦町中畑外175箇所

6 社会資本整備の推進

(3) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

国への提案事項

① 河川の治水対策やため池の防災工事等の推進

河川	河川改修	[国直轄]太田川, 江の川, 芦田川等 [県事業]手城川, 瀬戸川, 福川, 内神川, 中畠川, 府中大川, 国兼川, 入野川, 特定構造物改築事業等
	地震・高潮対策	[県事業]京橋・猿猴川
ため池	ため池改修	[県事業]茂浦池等

② 土砂災害防止施設等の整備推進

砂防, 急傾斜地崩壊対策	[国直轄]広島西部山系・安芸南部山系直轄砂防事業 [県事業]砂防事業, 急傾斜地崩壊対策事業
	[国直轄]民有林直轄治山事業 [県事業]治山激甚災害対策特別緊急事業, 復旧治山事業
治山	[国直轄]民有林直轄治山事業 [県事業]治山激甚災害対策特別緊急事業, 復旧治山事業

③ 高潮・津波対策等による治水対策、港湾における耐震強化岸壁及び防災拠点の整備の推進

海岸	高潮対策	[国直轄]広島港海岸(中央西, 中央東) [県事業]広島港海岸(江波, 坂, 廿日市南地区), 福山港海岸(江之浦地区), 呉海岸(天応地区), 地御前漁港海岸(地御前地区), 倉橋海岸(本倉井地区)等
	耐震(減災)対策	[国直轄]広島港海岸(中央西, 中央東地区)/[県事業]尾道糸崎港海岸(機織地区)
	耐震強化岸壁	[国直轄]広島港(宇品地区)
港湾	防災拠点	[県事業]尾道糸崎港(松浜地区)

④ 緊急輸送道路の整備推進、橋梁の耐震補強等の整備推進

緊急 輸送 道路	道路改良による機能強化	[国直轄等] 広島吳道路(4車線化), 一般国道2号東広島・安芸BP, 山陽自動車道の機能強化(車線数の増加) [県事業] (国)375号 引宇根, (主)呉平谷線, (主)瀬野川福富本郷線, (臨)廿日市草津線(4車線化)等
	法面防災対策の実施	[県事業] (国)182号(神石高原町新免~油木), (国)433号(安芸太田町加計)
	橋梁耐震補強の推進	[県事業] (国)186号 翠橋, (国)487号 早瀬大橋